◆京都の労働メールマガジン　　第25号◆

発行　2020年9月25日

　京都の労働メールマガジンでは、京都府の労働施策やイベント、セミナーの情報等を月１回発信します。是非、ご登録ください。

――☆★☆**今月のＣＯＮＴＥＮＴＳ**☆★☆―――――――――――――――――――――

1. 雇用調整助成金の申請をお手伝いする無料アドバイザー派遣を行っています
2. 9月は「障害者雇用支援月間」です
3. 整理解雇の4要件って？
4. 京都府立高等技術専門校　令和3年4月入校生募集！
5. 「第18回アビリンピック京都大会」協賛企業・参加選手を募集
6. 雇用調整助成金の申請をお手伝いする無料アドバイザー派遣を行っています

　この度、雇用調整助成金（新型コロナウイルス感染症の影響による特例措置）の実施期間が令和2年12月31日まで延長されました。

　京都府では、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受けた事業者が雇用調整助成金を申請される際の支援をするため、京都労働局と共同で京都テルサ内に「中小企業雇用継続緊急支援センター」を開設しています。この中において、雇用調整助成金の制度の仕組みや申請書の作成支援まで、専門家であるアドバイザー（社会保険労務士）から、1対1で分かり易くサポートが受けられる無料の派遣制度を行っていますので是非御活用ください。（なお、アドバイザーからのサポートはアドバイスのみであり、申請書の作成は行えませんのでご了承願います。）

　申込みはこちら

<http://www.pref.kyoto.jp/rosei/documents/hakenmoushikomi.xlsx>

　その他、「中小企業雇用継続緊急支援センター」では、雇用調整助成金のセミナーから申請書受理まで事業者の皆様をサポートしています。お気軽にご相談ください。

<http://www.pref.kyoto.jp/rosei/koyokeizokucenter.html>

　お問合せ：中小企業雇用継続緊急支援センター事務局　電話 075-682-2233

【２】9月は「障害者雇用支援月間」です

　京都府では、障害者雇用に関する理解を深め、障害のある方の職業的自立を支援するため、障害のある方の雇用促進に努めています。

○企業視点で障害者雇用をバックアップする「京都障害者雇用企業サポートセンター」

　障害のある方に適した仕事の創出、雇用管理、各種助成制度に関する提案やアドバイス等を総合的に行い、障害のある方の更なる雇用の拡大及び職場定着を促進しています。

　詳しくはこちら

<http://www.pref.kyoto.jp/jobpark/sksc.html>

○障害のある方の「働きたい」を応援する「京都ジョブパークはあとふるコーナー」

　ハローワークなど関係機関と連携して総合的な就職支援を行っています。就職に向けたご相談から、企業体験・実習を経て就職、その後の定着までサポートします。

　詳しくはこちら

<https://www.pref.kyoto.jp/jobpark/job_heart.html>

○「京都府障害者雇用施設整備事業等事業費補助金」

　障害のある方を雇用する上で必要となる施設・設備等の整備や職場定着事業を実施する事業主の方へ補助を行っています。

　詳しくはこちら

<http://www.pref.kyoto.jp/koyou/news/general/shisetuhojokin.html>

○「京都府障害者雇用推進企業（京都はあとふる企業）」

　障害のある方を積極的に雇用している企業を「京都府障害者雇用推進企業（京都はあとふる企業）」として認証し、障害のある方の雇用が進むよう、取り組んでいます。

　詳しくはこちら

<http://www.pref.kyoto.jp/h-ninsyo/index.html>

【３】整理解雇の4要件って？

新型コロナウイルス感染症の早期収束の見通しが困難な中、京都府労働相談所には、解雇や退職勧奨に関する相談も寄せられています。

解雇は、使用者がいつでも自由に行えるものではありません。解雇が客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当と認められない場合、労働者を辞めさせることはできません。

使用者が、不況や経営不振などの理由により労働者を整理解雇するには、次の整理解雇の4要件を満たさなくてはなりません。

・人員削減の必要性

経営上、十分な必要性に基づいているか。

・解雇回避の努力

配置転換、希望退職者の募集など、解雇を避けるために努力したか。

・人選の合理性

整理解雇の対象者を決める基準が客観的、合理的で、運用も公正か。

・手続きの妥当性

労働組合または労働者に対し、解雇の必要性とその時期、規模・方法について納得を得るために説明を行う。

なお、使用者が解雇を行う場合、合理的な理由があっても、少なくとも30日前に解雇予告をする必要があり、予告を行わない場合や日数が不足する場合には、解雇予告手当を支払う必要があります（労働基準法第20条）。

また、労働者が解雇理由について証明書を請求した場合は、使用者はすぐに労働者に証明書を交付しなければなりません（労働基準法第22条）。

詳しくはこちらの厚生労働省のホームページを御確認ください。

https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou\_roudou/roudouseisaku/chushoukigyou/keiyakushuryo\_rule.html

お問合せ：京都府商工労働観光部人材確保・労働政策課　電話 075-414-5088

1. 京都府立高等技術専門校　令和3年4月入校生募集！

　京都府立高等技術専門校は、職業能力開発促進法に基づき京都府が設置・運営する厚生労働省所管の職業能力開発施設（職業に関する基礎的技能や専門的知識等を習得するために訓練を行う施設）で、京都府では、4校1分校を設置・運営しています。

　入校の対象となる方は、高校や大学・短大などの新規学卒者をはじめ、一旦、就職されて離職された方や転職を希望される方、障害のある方等です。

　また、令和3年度からは以下の訓練科がリニューアルスタートします！

★リニューアルスタートする訓練科とリニューアル内容やポイント★

○京都校

・住建築・リフォーム科（現 建築科）

女性の建築業界への参入も意識し、ニーズの高いリフォーム施工・計画やCAD操作等の訓練を導入

○陶工校

・絵付デザイン科（現 やきもの図案科）

　訓練期間（1年→2年）を拡充し、絵付け実習（応用）の拡充やデザイン実習などを導入することで、府内の業界ニーズに対応

○福知山校

・ものづくり基礎科

　中高年向けに建築設備、維持管理系の訓練を導入

・キャリア・プログラム科

　訓練期間（6箇月→1年）を拡充し、精神障害のある方の受入や新たにウェブデザイン、建築CAD、ビジネス実務マナーの資格取得が可能

○障害者校

　既存科を見直し、精神障害のある方の受入と技術系要素が習得できる3科を新設

・ITシステムサポート科（新科）【身体・精神・発達障害者対象】

　コンピュータに関する基礎知識、IT言語によるプログラム作成要素等を習得

・ものづくりサポート科（新科）【身体・精神・発達障害者対象】

　ものづくりに必要な機械製図の知識やCADの操作技術、簿記・会計等の要素を習得

・インテリアCADサポート科（新科）【身体・精神・発達障害者対象】

　インテリア住宅設計に関するパソコンを活用した2次元CADや3次元CG、住宅広告作成に必要なDTP基本技術等を習得

※なお、全科共通のSST（ソーシャルスキルトレーニング）、コミュニケーション能力養成、企業実習等、社会適応訓練を充実するとともに、PSW（精神保健福祉士）を配置し、サポート・支援体制を強化

■京都校・陶工校・福知山校の入校生選考一次募集の受付期間

　令和2年10月2日（金）～10月19日（月）

■京都障害者校・城陽校（京都障害者校の分校）の入校生選考一次募集の受付期間

　令和2年10月1日（木）～11月6日（金）

　各校の訓練科、入校選考の日程等については、各校のホームページを御覧ください。

|  |  |
| --- | --- |
| ・京都高等技術専門校 | https://www.pref.kyoto.jp/kyokgs/index.html |
| ・陶工高等技術専門校 | https://www.pref.kyoto.jp/tokgs/index.html |
| ・福知山高等技術専門校 | https://www.pref.kyoto.jp/fukukgs/index.html |
| ・京都障害者高等技術専門校  ・城陽障害者高等技術専門校 | https://www.pref.kyoto.jp/syokgs/index.html  https://www.pref.kyoto.jp/joskgs/index.html |

お問合せ：各高等技術専門校または京都府商工労働観光部人材開発推進課

電話 075-414-5101

【５】「第18回アビリンピック京都大会」協賛企業・参加選手を募集

　アビリンピックとは、障害のある方々が日ごろ培った技能を競う大会で、職業能力の向上とともに、障害のある方々に対する理解と認識を深め、雇用の促進を図ることを目的として毎年開催されています。

　全国大会の選考を兼ねた京都大会の開催が次のとおり予定され、その協賛企業や参加選手を募集しています。

○第18回アビリンピック京都大会

　・開催日時　令和3年1月30日（土） 9:30～12:30

　　（予備日　令和3年2月27日（土））

　・会場　京都府立京都高等技術専門校・京都府立京都障害者高等技術専門校

　　（京都市伏見区竹田流池町121-3）

　詳しくはこちら

<https://www.jeed.or.jp/location/shibu/kyoto/abilym18.html>

　お問合せ：独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構　京都支部

　　　　　　アビリンピック京都大会事務局　電話 075-951-7481

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

発行者：京都府商工労働観光部 人材確保・労働政策課

　　　　電　話：０７５－４１４－５０８８

　　　　ＦＡＸ：０７５－４１４－５０９２

　　　　メール：jinzairodo@pref.kyoto.lg.jp

※無断転載・転写・コピー・転送等はご遠慮願います。